

○岸和田市財務規則（抜粋）

平成9年4月1日規則第11号

第8章 契約

第2節 契約の締結（第119条—第124条）

（契約保証金の納付の免除）

第123条 各部課等の長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

（1） 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約又は公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

（2） 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（3） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

（4） 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

（5） 第113条第2項の規定により入札保証金を売払代金に充当するとした場合において、当該売払代金から当該充当しようとする額を控除した額が即納されるとき。

（6） 随意契約を締結する場合において、契約金額が第117条の表左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ同表右欄に定める金額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（7） 国、他の地方公共団体又は公共的団体と契約する場合等、市長において契約保証金を納付させる必要がないと特に認めるとき。

一部改正〔平成22年規則5号・28年56号〕